

高年齢雇用継続給付の受給資格がある 方の高年齢雇用継続給付支給申請 について

平素より、雇用保険電子申請関係業務の運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、雇用保険被保険者資格取得の手続きが完了致しましたので、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」を送付いたします。

なお、本通知書の「事業所名略称」欄横をご確認いただき、「高年齢雇用継続給付受給可」と印字されている場合は、過去に高年齢雇用継続給付に係る受給資格の確認・支給を受けており、引き続き受給資格のある方となっております。

[高年齢雇用継続給付受給可] の印字がある場合は、以下の手続きをお願いします。

- 被保険者本人に同意(※)を得たうえで、**事業所管轄**のハローワークへお申し出ください。

電子申請以外で高年齢雇用継続給付にかかる支給申請を行う場合は、手続きに必要な支給申請書を作成後交付します。

※ 高年齢雇用継続給付支給申請書等には、前職での賃金月額や銀行口座等の個人情報に記載されております。個人情報保護の観点から、高年齢雇用継続給付支給申請書等の交付には本人の同意が必要となりますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

大阪労働局
雇用保険電子申請事務センター
TEL：06-7663-6250